

広島県教育委員会告示第四号

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月二十三日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 その者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。）が、その者に係る奨学のための給付金の支給を受けていない者であること。

附 則

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、平成二十六年年度分の修学奨励金から適用する。